

改正

平成26年 9 月24日訓令第12号

平成30年 3 月30日訓令第 8 号

令和 3 年 2 月15日訓令第 8 号

令和 3 年 3 月19日訓令第27号

合志市ボランティア表彰実施要綱

(趣旨)

第 1 条 ボランティアを通じて社会に貢献している個人や団体の労をねぎらい、さらなる活躍を期待するとともに、広くボランティアの精神を浸透させていくために実施する表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 対象とするボランティア活動の分野は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者や障がい者支援活動など保健、医療、福祉に関すること。
- (2) P T Aや消費者保護活動など社会教育に関すること。
- (3) 観光ボランティアや地域おこし活動などまちづくりに関すること。
- (4) 教育施設での活動など学術、文化、教育、スポーツに関すること。
- (5) 環境美化や緑化活動など環境保全に関すること。
- (6) 災害時の活動など災害救援に関すること。
- (7) 交通安全、防犯、更生支援など地域の安全安心に関すること。
- (8) 家庭内暴力や差別問題解消など人権、平和に関すること。
- (9) 留学生支援や交流、海外支援など国際交流、協力に関すること。
- (10) 女性の自立支援など男女共同参画に関すること。
- (11) 子育て支援や少年非行防止など子どもの健全育成に関すること。
- (12) 新たな情報通信技術の普及促進など情報化社会の発展に関すること。
- (13) 科学技術の普及、振興に関すること。
- (14) 起業活動等の環境整備など経済活動の活性化に関すること。
- (15) 職業訓練、就労支援を図るなど職業能力の開発、雇用機会の拡充に関すること。
- (16) 商品に関する情報提供や商品知識の普及を図るなど消費者の保護に関すること。

(17) ボランティアに関する相談や活動紹介など活動支援に関すること。

(18) その他市長が認める活動等

2 対象とする者は、市内でボランティア活動をしている者とする。ただし、市内に住所を有する者に限定しない。

(被表彰者の推薦)

第3条 市内の各種団体の長または市の部局長は、表彰にふさわしいと認められる者又は団体があるときは、これを市長に推薦することができる。

2 推薦する者は、市長に対し次の書類を提出しなければならない。

(1) 表彰候補者推薦書（様式第1号）

(2) 功績に関する調書（様式第2号）

(3) その他参考資料

(被表彰者の決定)

第4条 市長は、前条の規定により推薦された者の中から被表彰者の決定を行なう。

(被表彰者の公表および登録)

第5条 市長は、前条の規定により被表彰者を決定した場合は、その氏名と理由を公表し、登録名簿（様式第3号）に掲載するものとする。

2 被表彰者が本人の責任に帰すべき行為によって著しく名誉を失墜し、市民の尊敬を受けなくなったと認めたときは、市長は、登録名簿から削除することができる。

(事務局)

第6条 ボランティア表彰の実施に係る事務局は、市長公室企画課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月24日訓令第12号）

(施行期日)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第8号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月15日訓令第8号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 19 日訓令第 27 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。